

令和4年度

翔朋会事業報告

翔朋会理念

お互いが喜びをもって生きていくこと

翔朋会の目標

意思決定支援の実現

1. 共に生き 人に愛される人に育てる。
2. どんなに重い障害を持っていても、人間としてよろこび、そして働くよろこびも、生きるよろこびも感じるような人に
3. 障害を乗り越えて希望を豊かに自立を目指すような人に
4. 生かされた人間ではなく、自ら生きていこうとするような人に

基本運営方針

1. 利用者の人権尊重・権利擁護を遵守します
2. 可能な限り利用者を受け入れ、利用者主体の施設運営に取り組みます
3. 高齢化、重度化する利用者個々の能力、ニーズにあったサービスの提供をします
4. 利用者の地域移行の推進に取り組みます
5. 職員の能力向上、専門性の向上、人材育成計画に基づく研修を実施します
6. 他関係機関と連携を図った利用者支援を行ないます

重点運営方針

1. 2つ目のグループホーム開設に向け、新卒・中途・外国人技能実習生を含めた、人材確保に取り組みます
2. 職員の資質向上を目指し、職員研修部会を設立し、研修内容を目的に応じて明確化し受講する職員の意識改革を促す。更には、職員が辞めない職場づくりを目指します。
3. コロナウィルス感染症の感染対策が続くなか、利用者はストレスが蓄積されており、各個人の趣味の創造・充実に取り組みます

運営事業

翔朋学園	生活介護	60名	施設入所支援	30名
	短期入所事業	4名	日中一時支援事業	
こもれび	共同生活介護事業(グループホーム)	男6名、女6名		
相談支援センター翔朋				
	小郡市指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業			
	生活困窮者に対する相談支援事業			

サービス概要

1. 生活介護

障害程度区分3（50歳以上は区分2）以上の常時介護を要する利用者に、主として昼間において以下の支援、サービスを提供する。

- ① 入浴、排泄及び食事等の介助、支援
- ② 調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③ その他の必要な日常生活支援
- ④ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ⑤ その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

2. 施設入所

主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うようにする。

3. 短期入所・日中一時支援事業

在宅で障がいのある利用者の介護を行う方の疾病や介護疲れ、その他の理由により、一時的に施設の利用が必要な障がいのある方にサービスを提供します。入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援を行い、個々のニーズにあった安全・安心なサービスを提供する。

1. 支援目標

利用者が安心、安定した生活ができる環境の提供

1. 利用者の体験活動では、利用者の心を揺さぶることを重視した支援活動に努める。

令和4年度においても継続して新型コロナウイルス感染予防に重点を置いた活動の提供を行った。外部者との接触を極力避けるような内容の活動を計画し、実行している。安全面を優先した活動の提供となった。また、定期的に繰り返される感染の波を観ながら活動実施の判断を行った。

2. 利用者の人間としての尊厳と人格を尊重する為に、権利擁護を重視した支援活動に努める。

虐待防止部会、意思支援部会を中心として、利用者の権利擁護についての見直し、並びに研修を実施している。虐待防止部会の研修においては、毎月実施している職員振り返りチェックシートを活用し支援の再確認を行っている。また、利用者に取り組みを行い、利用者の生の声を支援に反映させるよう試みた。身体拘束についての理解を深めると共に、身体拘束が必要な利用者に対する対応策を毎月会議にて検討を行っている。意思支援部会では、意思の引き出し方、アセスメントの記入方法についての再検討、職員へ研修において指導、周知を実施した。

2. 利用者一人ひとりの選択と自己決定を大切にして、生き甲斐を持ちながら社会生活を送れる様な支援活動に努める。

毎月ケース会議を実施し、現状の利用者課題の解決に向けた協議、また、職員の利用者理解を深める検討を行った。個別支援計画策定会議においては、意思支援部会を中心に多職種が参加し、多角的な視点を持ち利用者の意思を引き出せるよう取り組み、自己選択、自己決定の機会を確保した。また、生活面において担当職員を中心に出来るだけ利用者の自己決定の機会を多く設けるよう努力した。

4. 利用者を病気や事故から守り、健康管理体制を強化し病気や事故の未然防止に努める。

毎朝の検温、定期的なバイタルチェック、体重管理、状態観察を行う事で、利用者の状況を把握し、異変を確認した場合は、速やかに協力医、嘱託医の指示を仰いだ。新型コロナウイルス感染対策として、マスクの着用、こまめな手指消毒、定期的な換気及び密を避ける活動、出来る限り部外者との接触を避ける活動を提供、定期的に職員抗原検査を実施した。8月、2月の新型コロナウイルス感染のクラスター発生時には、速やかに隔離対応を開始し、保健所、嘱託医の指示を仰いだ。

5. 利用者のライフステージに合った有効かつ適切な支援を行なうことで、一人ひとりに応じた豊かな生活が送れるように努める。

利用者のライフステージに適した支援について、必要時には直近会議内で検討を行った。状況に応じて家族を含めた担当者会議を開催した。

2. 個別支援計画

当該利用者を含む他職種による個別支援計画策定会議を実施し、現状把握、ニーズの抽出及アセスメントの確認を行った上で個別支援計画を作成する。当該利用者並びに後見人（保護者）の同意のもと個別支援計画に則った支援の提供を行う。

また、利用者、家族の状況や意向に合わせて必要があれば随時見直しを行なう。（年に一回の家族面談実施。面談が出来ない家族には書面によるアンケート配布）支援員会議内にて各利用者のケース検討会を実施し、個別支援計画の共通理解、情報共有を行なう。年に一回以上はモニタリングを行ない、必要時は計画の見直しを行う。

個別支援計画作成に当たり、当該利用者、担当支援員を含む専門職及び、意思支援部会参加による個別支援計画策定会議を開催した。前年度に利用者から聞き取りを行い計画に反映させた支援内容についての支援結果の確認を行うと共に今後の対応について利用者の意思を確認している。会議内確認事項に基づき担当支援員がモニタリング表、アセスメント整理票に落とし込み、アセスメント整理票に基づき新年度分の個別支援計画を作成。月事にモニタリングを作成し、支援の進捗状況を記録した。年度途中利用開始の利用者に関しては、利用開始後直近で当該利用者を含めた事業所内担当者会議を開催し、ニーズの抽出、アセスメント整理票の作成を行い個別支援計画に反映させた。

3. 生活支援

支援内容

起床、洗面、歯磨き、衣服着脱、移動、食事、排泄、入浴、受診、健康管理、清潔保持、金銭管理等の潜在能力を引き出し、主体的に行動出来る様に個別に支援を行なう。

日中活動では、利用者一人ひとりの特性に合わせた活動に参加できるように生産及び課題活動、レクリエーションを中心とした活動選択肢を準備する。活動参加を通して生活の充実を感じる事が出来るよう支援を行なう。

1. 生活環境に関する事項

施設内の美化、清潔保持、環境改善として、毎朝、清掃、消毒を行なう。

余暇日には、施設内全体の清掃を行なう。

必要箇所のワックスがけ実施。(年に2回)

不具合が生じた場合には、確認後、迅速に修理、修繕を行なう。

毎朝の掃除は基本的に職員が行い、感染予防のための消毒を行った。(次亜塩素にて)

不衛生な箇所を確認した際には、速やかに掃除、消毒を実施した。

各場所に責任者を配置し、責任者による不具合の改善、備品の管理を行った。

年に2回の大掃除を実施し、エアコン、換気扇等の細部の掃除、必要箇所のワックス掛けを行った。また、換気扇にはフィルターを装着し、毎月交換を行った。

破損箇所については、確認後すぐに修理業者に連絡、利用者弁償が必要な場合には担当者による保護者連絡、必要時には保険請求手続きまで行った。

2. 余暇活動に関する事項

社会参加を目的とし、隔週日曜日、地域住民と一緒に近隣神社の清掃ボランティアを行う。

地域社会資源を多く活用できるように外出の機会を提供する。

施設内にて映画鑑賞、カラオケを行う等して余暇の充実に努める。

新型コロナウイルス感染症の感染者数の波を観ながら外出行事の実施の判断を行った。法人関係者に感染者が確認された際には、行事を全て自粛し感染対策を優先させた。神社掃除は、引き続き地域の方とは別日に実施した。余暇時間には、プロジェクターを使用した映画鑑賞や、カラオケ、テイクアウトの食事会を開催する等、施設内で楽しめる活動を実施した。

3. 地域交流に関する事項

あすてらす(小郡市総合健康福祉センター)にて温泉入浴体験や、セラピー、校区公民館での健康体操に参加する事で地域活動への参加の機会を提供する。また、よさこい踊りを通じて、地域の行事(祭り等)に参加し、地域交流及び、学園のPRを行う。

出来る限り外部者との接触を避ける活動を行っていた為、前年度同様にセラピー、健康体操への参加は出来ていない。よさこい踊りは、新型コロナウイルス感染症のピークが治まっている時の地域の祭り等で披露する事が出来た。地域行事への参加、交流はまだ不十分と言える。

4. 日中活動

支援内容

1. 生産活動支援

委託業者に利用者の状況、作業能力を十分に説明し、作業の提供を依頼する。環境を整備し、道具の工夫を行い、利用者が安全で正確に作業が出来るように支援すると共に、仕事に対する意欲を高め、達成感を感じる事が出来る支援を目標とする。

<受注先>

- ・竹作業 匠宮（久留米市）
- ・フラワーシート クリエイトパック・ケイ（鳥栖市）

2. 生活訓練支援

運動、指先訓練、課題活動、レクリエーションを中心に行い、体力維持、健康維持、残存の能力の維持向上、精神の安定、そして生活の充実につながるような支援を目標とする。

週1回リハビリ実施(うち1回は理学療法士指導の下)、月1回ハンドセラピー、月2回の地域健康体操に参加する。

指先訓練、課題活動においては利用者個人の特性に適した活動用具を準備し、遊びを通じて行った。また、活動内においてiPadの動画や音楽を活用し、ストレッチ、エアロバイク使用等で運動活動を実施した。新型コロナウイルス感染症対策による活動制限を何度もかけた事により、運動不足顕著となり体力低下が目立つ利用者増加した。感染対策を緩和した際には、出来る限り戸外活動を取り入れ運動メインに実施した。リハビリ活動は、毎週実施した。セラピー、健康体操は参加を見合わせた。日中活動が単調になる事を防ぐ為、支援員それぞれの月間活動計画作成を継続し、活動内に組み込んだ。

3. 学習支援

利用者の能力を把握し、漢字ドリル、計算ドリル、文章作成等個別の課題を準備し、個人に応じた学習を支援する。

学習活動に興味ある利用者を把握し、学習内容を選択できるように教材の準備を行った。また、買い物実習の際に教材になり得る塗り絵、ドリル等を利用者自身で選択して購入した。活動参加時には、それぞれ利用者の課題に対するアドバイス、評価を行った。PCキーボード使用可能利用者については、PCでの文章作成を行った。

4. レクリエーション支援

利用者の能力別に班分けを行ない(4グループ A、B、C、D、E班)それぞれの班で利用者の特性に合わせ、レクリエーション行事を企画、実施する。

また、全体行事として古くから伝承されている伝統的行事、その季節に応じた行事を行なう。誕生会を毎月1回実施。誕生日には学園よりプレゼントを渡す。

年に1回保護者参加の旅行(一泊、日帰り)を実施する。

班行事は、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて自粛、実施内容の再考する等安全に配慮

しながら実施した。学園内で行う行事については、感染対策に配慮した内容で計画を行い実施した。

旅行については、グループ分けを行い利用者、職員のみでの少人数での一泊旅行を計画したが、1グループしか実施出来ていない。実施出来なかったグループは次年度実施予定。

5. クラブ活動支援

利用者活動の充実を図る為、調理クラブ・読書クラブ(隔月)、水中歩行クラブ、音楽クラブを毎月実施する。水中歩行クラブは、冬期(11月～2月)は実施見合わせ。月に1回、厨房職員とともにおやつ作りを実施する。

水中歩行、音楽クラブをそれぞれ継続困難になった為、実施を中止した。

調理、読書クラブは新型コロナウイルス感染症の状況に応じて実施した。

調理クラブ、調理実習共にマスク着用できる利用者で実施した。

日中活動内に、歩行クラブ、絵画クラブ、製作クラブを計画、実施し、絵画、制作クラブで作成した作品は、玄関ホールに展示した。

6. 運動支援

- ・各種スポーツ大会(グラウンドゴルフ、スポーツ大会、運動会等)への参加を目標として、体力、運動能力の維持向上を支援する。
- ・体重調整、体力維持を目的として、学園周辺の散歩、近隣公園を活用してのウォーキングや遊具遊びを実施する。

新型コロナウイルス感染症の動向を確認しながら各種スポーツ大会に参加した。

活動内で出来る限り戸外活動時間を設け運動時間を確保した。

利用者の心身の健康の為、園外歩行を積極的に取り入れた。

5. 支援の向上

1. 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って事故防止、災害対応、緊急時対応の周知徹底を図る。

非常時避難訓練については、担当者による年間訓練計画に則り訓練を実施する。

年1回 消防署指導の火災避難訓練、救命講習を実施する。

ヒヤリハットの提出があった際には、直近の会議にて周知、対応策の協議を行なう。

事故報告書の提出があった際には、直近の会議にて再発防止検討を実施する。

訓練年間計画

火災避難訓練(日中想定)	定期的実施
火災避難訓練(夜間想定)	毎月実施 指名を受けた職員により対応 (5月三井消防署立ち合い指導予定)
風水害避難訓練	6月実施
地震想定避難訓練(日中、夜間想定)	1月実施
防犯訓練(小郡警察署依頼)	9月実施予定

上記計画に則り新型コロナウイルス感染症の状況に応じて訓練を実施した。9月実施予定の防犯訓練に関しては、学園内新型コロナウイルス感染症クラスター発生と重なった為、実施見合わせとなっている。

救命講習については、前年度と同様に3グループに分かれて地域公民館にて心肺蘇生法を中心に利用者直接処遇職員は全員参加した。ヒヤリ・ハット、事故報告は直近の会議内で検討し改善を講じた。速やかに改善が必要なケースに関しては、複数職員で検討を行いすぐに改善した。

2. 利用者権利擁護

虐待防止部会を設立し、利用者への適切なサービスが提供できるように部会主導の研修会を毎月実施する。また、緊急事案発生時には、部会主導により検討会を実施する。

虐待事案の抑制及び早期発見の為、玄関に虐待等人権擁護投書箱を設置している。

振り返りチェックシートを毎月記入する事で、職員が業務を見直す機会を設ける。(全職員対象)

月に1回の研修継続、また、令和4年度より全職員研修受講の義務化に伴い支援部以外の職員も対象とした全職員が身体拘束についても含む虐待研修を実施した。全職員対象とした振り返りチェックシートの活用も継続、必要に応じて研修内で結果報告を行い検討した。部会により利用者へ直接聞き取りを行い、問題点を研修内で検討した。虐待等人権擁護投書箱への投書はなかった。

3. 職員研修

職員研修部会を設立し、研修内容を目的に応じて明確化し受講する職員の意識改革を促す。内部研修を実施し、支援に関する専門知識の学習、再認識を行ない、サービスの質及び職員の資質の向上に繋げる。

外部研修については、上司の判断にて受講者を選定する。また、資格取得及び更新研修は対象者を受講させる。

研修部会では、新人職員への研修方法の検討を行うと共に当該職員への聞き取りを実施し、上司、先輩職員の指導についての助言をおこなった。また、今後の取り組みに関して協議をした。次年度以降、法人理念について学習予定。内部研修では、それぞれ部会主導での研修に取り組んでいる。また、支援員の有志で実施する学習会では、リスクマネジメントについての理解を深めた。外部研修では、対象となる職員が資格更新研修に参加している。殆どがリモートでの研修となった。

4. インターンシップ、福祉実習生、ボランティアの受け入れ

福祉系以外の学生のインターンシップを積極的に受け入れ、福祉現場の体験を通して福祉職への興味関心を高めてもらう。福祉教育の発展及び外部評価者として積極的に福祉実習生の受け入れを行ない、当施設を研修の場として活用してもらう。

慰問ボランティア等を随時受け入れ社会交流を図る。

依頼があったインターンシップ、実習生は新型コロナウイルス感染症の状況に応じてはいるが、ほぼ断る事なく受け入れている。開始前には抗原検査を実施し、新型コロナウイルス感染症陰

性を確認した。ボランティアについては受け入れ中止。特に問い合わせ等はなかった。

5. 事業所PR

パンフレットの作成及び、学園誌の発行（年4回）により、家族並びに地域、各関係機関に学園情報を発信し、支援活動への理解、協力を求める。

学園誌「飛翔」の定期発行を行い関係各所に配布した。

6. 意思決定支援

意志決定支援部会内において、コンサルタント指導の下、施設長、代表職員による意思決定支援に関する当法人の取り組みについての見直し、修正を行う。部会において作成したマニュアルに基づき正職員を対象とし、サービス管理責任者以外の職員でも個別支援計画の作成及び、更新業務とともに遂行できるよう研修を実施する。（年4回実施予定）。また、新入職員対象とした、研修も継続して実施し、利用者アセスメントの作成方法及び、利用者の意思の引き出し方を学ぶ機会を設ける。（年4回実施予定）。

コンサルタント指導の下、施設長並びに代表職員による、意思決定支援の方向性の確認。個別支援計画、モニタリング、アセスメントの策定会議の結果を踏まえて変更点等の見直しを行った。

新人職員に対しては、意思決定支援の定義及び、意思疎通から意志実現に繋げる4段階の説明、利用者との意思疎通方法、個別支援計画に基づく流れについて研修を行った。

また、5年以上勤務の職員には事前に作成した当該利用者の情報書類等を基に討議を行いアセスメント整理票にまとめるグループワークの研修を行った。年間3回の研修予定としていたが、コロナ感染対応等により2回のみの実施となった。

6. 日中一時・短期入所支援

3か月前より予約申請を受け付け、当該利用者それぞれの特性及び、職員の体制を考慮し受け入れを行う。登園時には、身体チェック、荷物チェック等を実施し、家族との情報共有に努める。

新型コロナウイルス感染症の状況に応じて受け入れの可否を判断した。

7. 保健・衛生管理

施設では24時間を通じて利用者の生活に責任を持つために、かなり充実した保健医療能力が必要となる。そのため、入所時に利用者一人ひとりの生育歴、病歴、体質や行動習癖等を把握し、その後は定期健康診断や嘱託医による定期診察を実施するとともに、日々のバイタルサインチェックや体重測定、食事摂取量や排泄状況等を観察して異常の早期発見に努める。また、新型コロナウイルス(COVID 19)については、①健康管理（マスク着用・手洗い、消毒・検温実施）②環境管理（換気・3密を避ける・清掃、消毒、隔離、ゾーンニング）を行い感染対策に努める。③ワクチン接種の実施（新型コロナ、インフルエンザ）。また、日常的に手洗いうがい、消毒の徹底、清潔な環境作りに努める。疾患のある利用者に対しては、地域医療機関と連携

しながら一人ひとりの健康状態に合わせた対応を速やか且つ継続して行なうようにする。また、利用者の高齢化、重度化についても視野に入れ、対象利用者に適した環境設定の考慮も必要となる。

(内 容)

1. 健康管理

(1) 各種健診・検査

- ①入所利用者は年2回、GH利用者は年1回、通所利用者のご家族対応の健康診断の実施（40才以上の者は特定健診に準じた内容、また、35才時には心電図実施）
- ②定期的な歯科健診の実施（利用者、または感染症の状況に応じて）
- ③月1回の嘱託医による個別診察
- ④市が実施するがん検診の受診支援（小郡市に住民票のある方）

乳癌健診2名、子宮癌健診1名、大腸癌健診(便検査)14名 再検査無

(2) 健康管理

- ①毎日の活動開始前に検温実施（感染症の流行期は1日2回実施）
- ②週1回の血圧・脈拍測定(要観察者は毎日実施、状況に応じて酸素濃度測定)

血中酸素濃度 毎朝測定 2名

- ③月1回体重測定(要観察者は毎日実施)
- ④毎日の入浴・更衣時に身体チェック(傷や皮膚疾患の観察)
- ⑤排尿・排便や月経の観察

体調不良時、自ら訴える事が出来ない利用者が多く、日頃のバイタルチェック(SPO2値含む)、食事、排泄等の観察を行なう事で、異常の早期発見、受診に繋げる事が出来たが、R4年8月、R5年2月それぞれ新型コロナウイルス感染症クラスター発生。

R4年8月 男性入所利用者 16名

R5年2月 女性入所利用者 8名 (男性GH利用者3名、女性GH利用者1名)

R5年2月発生時には、陽性者の中から2名肺炎発症、その内1名は肺炎に加え心不全、SPO2 50%台に低下し10日間入院、その後永野外科胃腸科へ3日間の入院となった。もう一人の肺炎罹患者は、学園より1人入院していて他に手のかかる方は受け入れられないとの理由で入院を断られており、学園内で職員対応となった。

(3) 体力・運動機能の維持、向上

- ①理学療法士の指導によるリハビリテーションを実施(対象者)

ア. 月1回の訪問リハビリテーション実施

R4年8月、R5年2月 新型コロナウイルス感染症クラスター発生の為中止

イ. 週1回の個別リハビリテーション実施

- ②1日2回、15～30分間の運動(全利用者)

(4) 個別支援

- ①投薬の徹底(内服薬、外用薬)
- ②疾患・摂食状況に応じた食事の提供(摂取カロリー、食事形態、メニューなど)
- ③生活習慣病予防として、ウォーキングの定期的実施

新型コロナウイルス感染者発生以前に比べると実施回数減少の為に機能低下する利用者が増加した

- ③体調不良時の対応(発熱、嘔吐、腹痛、食思低下、便秘など)

2. 保健衛生支援

(1) 集団感染予防

- ①手洗い励行の指導、手指消毒薬の設置、徹底
- ②うがい・咳のエチケット指導、必要に応じてマスクの着用
- ③予防接種の実施(インフルエンザ 11月)(コロナワクチン 未定)

インフルエンザ予防接種 71名実施

コロナワクチン接種

R4年5月 3回目10名 R4年9月4回目 3名 R4年10月 4回目12名
R4年12月 4回目20名、5回目2名(高齢者)

市町村により接種券が届くのに時間差があり、接種可能な病院もバラバラで調整が大変だった。

市町村からの案内があった、風疹、麻疹の抗体検査を保護者希望者実施

抗体(-)2名、抗体(+)4名 風疹ワクチン4名接種

肺炎球菌ワクチン1名接種

- ④感染性疾患発生時の対応(インフルエンザ、嘔吐下痢症、疥癬、新型コロナウイルス等)

ノロウイルス発生無し

- ⑤感染症対策委員会での報告(ノロウイルスセットを用いての感染予防対策)

- ⑥発熱者の隔離、感染症対策の実施

ア.食器はディスポ対応、排泄はポータブルトイレ使用

イ.消毒の徹底

ウ.感染症については、フェイスシールド、防護服、手袋着用

エ.受診時、感染症の有無確認、PCR検査、インフルエンザ検査実施

利用者発熱時等、体調不良者発生時、学園にて抗原検査実施

オ.利用者、職員の体調不良時は早期受診し医師の指示に従う

職員家族の体調不良時は新型コロナ感染症の陰性が確定しない場合には、入館前に抗原検査を実施。陰性確定で業務にあたる。

法人関係者に新型コロナウイルス感染者発生時及び、県内感染ピーク時には全職員1回/週、夜勤時毎回抗原検査実施した

(2) 環境整備

- ①清掃の徹底(週1回のリネン交換、朝、夕 次亜塩素酸またはアルコール消毒実施)
- ②適度な換気の励行
- ③ソーシャルディスタンスを保つ為の亚克力板の設置

(3) 衛生支援

- ①週1回の衛生チェック(爪、耳等の清潔管理)

- ②口腔ケアの充実

ア.毎食後の歯磨きチェック

イ.歯科医院への定期診察(訪問歯科による口腔ケア)

新型コロナウイルス感染者の流行期とクラスター時は中止している

3. 医療機関との連携

- (1) 定期受診
- (2) 発熱や怪我など臨時の受診
- (3) 緊急時の対応

【協力医療機関】

内科	古川医院、嶋田病院、井手胃腸科内科医院		
眼科	くわの眼科		
耳鼻科	栗田耳鼻科	皮膚科	永田皮膚科
泌尿器科	山下泌尿器科	脳神経外科	ヨシタケ脳神経外科
整形外科	古川整形外科→閉院の為、山口整形外科		
婦人科	高橋クリニック、	牛島産婦人科→受診終了	
歯科	重松歯科、アップルハート訪問歯科		
精神科	本間病院、筑紫野病院、蒲池病院、朝倉記念病院、大島病院、太宰府病院		
時間外・緊急時・紹介	嶋田病院・聖マリア病院・久留米大学病院など		
	永野外科胃腸科、古賀病院 21、新古賀病院		

4. その他

- (1) 職員健康診断 夜勤対応職員 2回/年 その他の職員 1回/年
40歳以下は永野外科(35歳時のみ特定健診実施)
40歳以上の者は特定健診に準じた内容とする
嶋田病院・鹿毛病院・今村病院・久留米総合病院
- (2) 職員を対象にした緊急・応急処置の学習、消防による救命講習会への参加 1回/年
救命講習 3グループに分かれて利用者直接処遇職員全員参加した
- (3) AEDの管理
- (4) 利用者の高齢化に伴い他事業所・病院・家族との連携
- (5) 利用者または、職員が COVID19 に感染した場合は早めに嘱託医や保健所に報告し、指示に従う

8. 給食・栄養管理

1. 給食

利用者にとって、食事は楽しみの一つと言える。食生活は、人間の生存に必要な生理的機能のみでなく、感覚的、心理的、文化的な機能をも合わせ持っている。また、食生活は極めて個人的色彩の強いものであり、嗜好は多様である。

給食は、適正な栄養が確保されるとともに、利用者の嗜好を十分に配慮し、食品衛生に細心の注意を払いながら、楽しさや和やかさに溢れるように工夫をする。

年2回、嗜好調査を行い嗜好の把握を行った。できるかぎり嗜好を献立やバイキング、行事に反映させた。反映が難しいものなどは、外食や買い物などで取り入れてもらった。

2. 栄養管理

栄養ケアマネジメントを行い、利用者の身体状況や年齢、嗜好を考慮し、心身の健全な発達、健康保持・増進、疾病の改善、治癒の促進を図るため、もっとも適切な食生活を具体的に

計画し実施するだけでなく、その効果を評価・判定するまでの過程を含む業務であることを認識し、その役割を果たすようにする。

体重の増減、検診結果、定期受診の結果をもとに多職種で話し合い、食事内容の変更を行った。

(1) 献立

利用者は自らの意志で献立を決めることが出来ないので、いろいろな料理を組み合わせることで、より多くの人の嗜好を満たすような工夫をする。年に2回、利用者の嗜好調査を行い、献立に反映できるようにする。

嗜好調査を6月と12月に行った。

ア. 季節感のある献立作りにより変化をもたせる。

イ. 行事食(正月、ひな祭り、子どもの日、七夕、クリスマス)を取り入れる。

ウ. 月に1回、誕生会メニューを実施。

エ. 和食、中華、洋食の変化に富んだ献立を考える。

オ. 年に2回、バーベキューやバイキングを行い、利用者が食事を楽しめるようにする。

春はひな祭り。夏は、そうめん流し。冬は、クリスマス。年末は、もちつき。と季節感のある行事を行った。今年、バイキングを年に3回実施。6月に洋食バイキング、11月にスイーツバイキング(8月予定であったが新型コロナウイルス感染症クラスター発生により延期)、2月に多国籍バイキング(利用者は色々な国に行くのが難しいため)を行った。

(2) 調理・配膳

①作業工程において、食品を衛生的に取り扱い、適温給食に心がける。

生野菜、果物などはコアクリンでの消毒。生モノに触れるときは、手袋をつける。冷たい状態で提供するものは、冷蔵庫での保管。スープは、スープウォーマーに入れて保温するなど行った。

②盛り付けは、利用者の食欲を左右するものなので、細やかな気配りをする。

(3) 給食会議

給食の全ての面について評価し、事後の給食改善に役立てる為、施設長、支援部長、看護師、管理栄養士、調理員が参加して、月に1回実施する。

8月は厨房で新型コロナウイルス感染者が3名でたので、実施できなかった。

(4) 特別食・療養食

ア. 当該利用者の主治医と連携し、疾患・摂食状況に応じた食事の提供を行う。

イ. 利用者の体調や状況を看護師、支援員から情報収集を行い、状態に応じた食事を提供する。

ウ. 利用者の嗜好や拘りによって個別対応が必要な方は、担当支援員、看護師と協議を行い、個別の対応を行なうようにする。

看護師、支援員などから情報収集を行い、疾患や摂食状況に応じた食事の提供を行った。利用者の嗜好品は、担当支援員、看護師と協議を行い個別に提供を行った。

3. 衛生管理

食物による人体への危害を防止し、かつ、栄養管理の効果をあげるためには、給食のすべての面において、常に衛生を保ち細心の注意を払う。

集団給食における最大の事故は、経口伝染病と食中毒です。これらを予防するためには、給食施設はもちろん、付帯施設やその周辺、給排水、食品の取り扱いから調理にいたるすべてに対し衛生的な配慮をする。

(1) 施設の管理

- ① 施設及びその周辺は毎日清掃し、常に整理整頓に努め清潔を保つ。
- ② 施設の壁・天井・床は常に清潔に保ち、採光、照明、換気および通風を十分に作る。
- ③ 年4回、ねずみ、有害昆虫の駆除を実施し、その記録を保存する。
- ④ 施設の排水の流通をよくし廃棄物の流出を防ぎ、排水溝の清掃および補修に努める。
- ⑤ 施設の手洗い設備には、石鹼および適当な消毒液などを常に使用できる状態にしておく
- ⑥ 室温、湿度は適正に管理する。

グリストラップは、月に1回清掃していたが、排水がままならなかったため、週に1回清掃するように変更。

室温・湿度は、温度・室温計で確認し、必要であれば冷暖房機で調整を行っている。

(2) 設備・機器の管理

- ① 洗浄設備、機械器具類は常に清潔に保つ。
- ② 機械器具類および計器類は常に点検し、故障、破損などがある時は速やかに補修し、常に使用できるように整備しておく。
- ③ 冷蔵、温蔵または殺菌の温度は、常に適正に管理する。
- ④ 機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な濃度および方法で使用する。
- ⑤ ふきん、包丁およびまな板などは、熱湯、蒸気または殺菌剤などで消毒し乾燥させる。
- ⑥ 機械器具および部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管する。

(3) 給水および汚物処理

- ① 貯水槽は定期的(年2回)に清掃して清潔を保ち、水質検査を実施して記録する。
- ② 貯水槽は、常に滅菌装置または浄水装置が正常に作動しているかを確認する。
- ④ 廃棄物および汚水の処理は、適正に行なう。

日 課 表(施設入所支援)

(土曜日～日曜日・月曜日～金曜日 17:00～翌日09:00)

時 間	内 容
06:00	起 床
06:30～08:30	洗 面・着替え・整容
08:30～09:30	朝 食・歯 磨 き
09:30～10:00	バイタルチェック
09:00～17:00	月～金曜日 生活介護サービス利用 余暇日 14:30～ おやつ 午後より～ 入浴、更衣
17:00～17:30	余 暇 時 間
17:30～18:30	夕 食
18:30～18:50	歯 磨 き
18:50～21:50	余 暇 時 間
20:30～21:00	眠 剤 服 用
21:50～22:00	就 寝 準 備
22:00	就 寝

*土・日曜日及び祝祭日の日中は、余暇活動とする。

*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。

日 課 表(生活介護)

(月曜日～金曜日)

時 間	内 容	所 要 時 間
～ 09:30	周回送迎 (通所送迎)	
09:30 ～ 10:00	バイタルチェック後運動参加 (通所者)	30分
09:20 ～ 10:00	清 掃・軽 運 動 (入所者)	40分
10:00 ～ 10:15	小 休 憩(お 茶)	15分
10:15 ～ 11:40	日 中 活 動	1時間25分
11:50 ～ 12:30	昼 食	50分
12:30 ～ 13:20	歯 磨 き・休 憩	50分
13:20 ～ 15:00	日 中 活 動	1時間40分
15:00 ～ 15:30	小 休 憩 (お や つ)	30分
15:30～17:00	入 浴 支 援 運 動	1時間30分
15:30～	周回送迎 (通所送迎)	

グループホームこもれば

サービス概要

共同生活援助

昼間に生活介護や就労支援等の日中活動を利用している方に、主として夜間において以下の支援、サービスを提供する。

- ①入浴、排泄又は食事等の介助、支援
- ②調理、洗濯又は掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③日中活動、就労先その他関係機関との連携
- ④その他の必要な日常生活支援

1. 目標

一人ひとりに自分らしい生活ができる環境の提供

1. 施設での生活から地域での生活に移行する利用者がさまざまな経験を積み、充実した生活が送れるようにする。

新型コロナウイルス感染予防の対策を行ないながら、外出等の企画を立て実施した

2. 地域の方々に障がい者の地域生活をご理解いただき、支援が得られるように地域での活動にも積極的に参加していくようにする。

他事業所等の行事は、今年度は中止も含め参加していない

2. 方針

- (1)利用者の人権尊重・権利擁護の遵守
- (2)利用者一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供
- (3)地域資源を有効に活用し、地域に密着した生活の実現
- (4)入居者活動を通しての、地域への広報活動

3. 支援内容

- (1)基本的人権の尊重

利用者と職員が対等な関係を築き、利用者の人権やプライバシーに配慮した対応、支援を行う。権利擁護、虐待防止法の研修を随時行い、職員の意識を高める。

入居者等の情報は、回覧や直接申し送りを行い、情報の保護に努めた。

権利擁護・虐待の研修を世話人は受けていない。

- (2)個別支援計画書の作成と実施

利用者及び家族の意向、ニーズの把握を行い個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を行う。個別支援計画は6ヶ月ごとに見直しを行う。

利用者及び家族の意向・ニーズの把握を行ない、個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を実施した。個別支援計画は6ヶ月ごとにモニタリングを行ない、見直しを行なった。又、世話人・職員との情報共有の為、確認できるようにした。

(3) 利用者の生活環境の整備と充実

個室の機能を活かし、利用者が心身ともにリラックスした心地よい生活ができるように努める。また、共有スペースについても利用者のニーズに合わせた、清潔かつ住みやすい生活環境を整える。

毎日清掃を行い、清潔を保つようにした。又、各入居者の方の希望に合わせて必要な物を購入した。

(4) 食事

朝・夕食、土・日の昼食は、世話人、支援員が調理を行う。それ以外は、日中活動の場での食事提供サービスを利用する。

毎月1回外食支援を実施していく。

平日の昼食以外は、職員・世話人が調理を行い料理を提供した。

月2回の昼食購入を行ないテイクアウトできる物を購入してもらい、こもれびで食べてもらっているが、自粛期間やクラスター中は、入居者の希望の物をデリバリーで購入しこもれびで食べている。

(5) 日中活動の充実

生活の場と日中活動の場を分けるようにする。日中は活動などへの参加を行い、日中活動での充実感を持てるようにする。

翔朋学園の生活介護を利用し、各々活動をした。自粛期間やクラスター中は、こもれびでの在宅支援を行なっている。

(6) 余暇活動の充実

休日の活動については、地域資源を積極的に活用する。地域の清掃活動、行事に積極的に参加をし、地域との繋がりを広めるようにする。また、買い物などを通して、生活スキルの修得を目指す。

翔朋会の新型コロナウイルス対策に沿って、絵画教室などの活動は中止した。

(7) 健康管理

看護師と連携を図り、個別に応じた健康管理を行う。バイタルサイン測定を実施し、病気の早期発見に努める。

【協力医療機関】

内科	古川医院・嶋田病院（緊急・夜間）
眼科	くわの眼科
精神科	本間病院・筑紫野病院・若楠療育園
皮膚科	永田皮膚科
耳鼻科	栗田耳鼻科

泌尿器科	山下泌尿器科
整形外科	古川整形外科、山口整形外科クリニック
脳神経外科	ヨシタケ脳神経外科
訪問リハビリ	アップルハート
訪問歯科	アップルハート
訪問マッサージ	よつ葉

利用者の健康・医療に関する支援を、主治医・嘱託医・翔朋学園看護師と連携を図り行なった。

新型コロナウイルスの為、入居者の常時マスク着用・アクリル板設置・消毒の対応をした。古川整形外科が、10月中で閉院となり、山口整形外科クリニックに移行している。

(8) 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って意識を持ち周知徹底を図る。

避難訓練を毎月1回実施し、災害時に速やかに対応できるようにする。

消防立ち合いのもと、年に1回避難訓練を実施する。

毎月、翔朋学園と合同で実施した。こもればび出火想定での訓練も実施した。

消防立ち合いの元、避難訓練を実施した。

(9) 誕生日

誕生日はお祝いとして、個人対応にてできる限り本人の希望を提供。

全員が外出・外食希望の為、中止している。

(10) 外部事業所の活用

移動支援サービスや訪問マッサージ、訪問リハビリ、訪問歯科などを活用して、個別のニーズに応じていくよう支援する。

翔朋会の対策に沿って、訪問歯科・訪問リハビリは治療等が必要な方のみ実施した。

(11) 絵画展の実施

一年間絵画教室へ通って作成した作品の中から数点選び、展示会を年1回開くようにする。

新型コロナウイルスの為、中止している。

日 課 表(グループホーム)

時 間	内 容	所 要 時 間
06:30	起 床	30分
06:30 ~ 07:00	洗 面・着替え・整容	30分
07:00 ~ 07:30	朝 食	30分
07:30 ~ 08:30	歯 磨 き・居室整理	40分
08:30 ~ 17:00	月～金曜日 他事業サービス利用 土・日は、余暇・余暇活動	
12:00 ~ 12:30	昼 食 (土・日)	30分
12:30 ~ 12:50	歯 磨 き (土・日)	20分
17:00 ~ 18:00	入 浴	60分
18:00 ~ 18:30	夕 食	30分
18:30 ~ 18:50	歯 磨 き	20分
18:50 ~ 21:50	余 暇 時 間	
21:50 ~ 22:00	就 寝 準 備	10分
22:00	就 寝	
*休日の余暇活動として、私物の買い物、私的 外出、外泊、地域行事参加等を行います。		

*11～3月は、起床時間を07時00分とする。

*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。

特定相談事業所 翔朋 事業報告

- (1) ・主な業務として、福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画の作成とモニタリング報告書の作成をしている。
- ・一般相談では、施設やグループホームの紹介、事業所見学、就労支援事業所の紹介、虐待に関する相談、金銭管理に関する相談、精神科病院措置入退院相談等を行っている。
単身生活者の地域住民とのトラブルの支援を行っている。
- ・複数事業所による共同体制を確保するため、小郡市内の相談支援事業所部会で協定についての令和3年度に引き続き協議を行っている。(協定を締結することで機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定が可能になる。)
- ・地域との連携を強化するために小郡市自立支援協議会と鳥栖・三養基郡自立支援協議会へ積極的な参加をしている。新型コロナウイルス感染予防のためオンライン会議を実施。
- ・精神障がい者支援の障がい特性と支援技法学び研修を受講。(8月より加算の対象となる。)
- ・基山町より障害支援区分認定調査員の委託を受けており、令和4年度は13名の調査報告を実施している。
- ・新型コロナウイルス感染予防のため、事業所、家庭訪問前に利用者及び訪問先の健康状態等の問い合わせを行い、訪問を実施している。訪問先事業所、担当利用者よりコロナ感染の報告があった場合は訪問を中止。期間を開けて訪問を実施している。
担当者会議は3蜜を避け、30分以内で終了するようにしている。事業所、利用者の希望に応じて、電話やオンラインでの対応を行う。
感染予防対策として、事業所の相談室に空気清浄機、間仕切りパーティションを設置。外出後は手指消毒、マスク交換を実施している。定期的にPCR検査を実施している。
- ・令和5年度より相談支援専門員が交替するため、業務引き継ぎの為、新規の計画相談受けは見合わせるようにしている。
- (2) ・計画相談支援実績
- ①令和4年度(3月現在)の登録者数は123名となっている。障がい者112名、障がい児11名(前年同数)
 - ②関係市町村
小郡市、久留米市、福岡市(東区、博多区、西区、南区)、春日市、筑紫野市、大野城市、那珂川市、大宰府市、筑前町、大刀洗町、志免町、粕屋町、大川市、北九州市、糸島市、うきは市、鳥栖市、基山町、上峰町、佐世保市、熊本市
 - ③関係事業所
 - (1)障害者支援施設 翔朋学園、天心園
 - (2)グループホーム こもれば、らいふステージ、天心園、風をつばさ、もちの樹、サキヤ、てらすやぶ、とびうめワーク、かだん、愛信望
 - (3)就労支援事業所 きぼうの家、らいふステージ、天心園、ろーど、福祉支援センターアップル、地上のほし、ふくろう、フードラボ光明庵、マリーズハウス、のぞみ、コロニーみやき、悠悠、MOW、結乃家、花とお日さま、虹乃杜、tanosika、hamaru、モチノキ
 - (4)生活訓練事業所 キャリアアカデミー鳥栖
 - (5)自立訓練事業所 あいあいセンター

- (5)児童発達支援 たっちキッズ、ライクポット、ハッピーデイズ、こどもプラス、
 (放課後等デイ) ミルキーウェイ、ありがとう、にじいろ、太陽元気リハキッズ
 こぐま学園、ガラパゴス基山、カラーズFC
- (6)居宅介護事業所 アップルハート大野城、アップルハート小郡、いつくしの里、しらす
 ぎ苑ライフケアセンター、さくらけあ
- ④関係医療機関 本間病院、蒲池病院、おおりん病院、聖ルチア病院、堀川病院、肥前精神
 医療センター、聖マリア病院、若久病院、大宰府病院、若楠園、福岡保養
 院、
 ひばり訪問看護、デューン訪問看護、プラスワン訪問看護、アップルハー
 ト訪問看護、タブリス訪問看護
- ⑤その他 小郡市社会福祉協議会、サポネットおごおり、小郡特別支援学校
 大宰府特別支援学校、相談支援センターキャッチ、中原特別支援学校
- ⑥障害種別 知的障害(身体障害重複含む) 74名(翔朋学園利用者42名)
 精神障害 32名 発達障害 8名 身体障害 5名
- ⑦サービス等利用計画作成数 96件(前年比4件減)
- ⑧モニタリング報告書作成数 173件(前年比24件減)
 ※更新時モニタリング報告書は請求できない為、含まない
- ⑨加算として、集中支援加算 20件、担当者会議加算 163件
 医療保育教育連携加算 5件、モニタリング加算 121件を請求。
 入院時支援 2件 退院時支援 1件

生活困窮者に対する相談支援事業

本会は、第二種社会福祉事業「生活困窮者に対する相談支援事業」（ふくおかライフレスキュー事業）を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図るとともに、必要な制度やサービスにつなぐこととする。また、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

1. サポーターの配置並びに総合生活相談活動

ふくおかライフレスキュー事業を実施するために、本会にサポーターを配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題解決に努める。但し、サポーターの業務については、当面の間事業所内の窓口業務のみを行うものとする。

2. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したサポーターは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、サポーターからの報告に基づき経済的援助の可否を決定する。

3. 地区連絡会、研修会への参加

サポーターは、課題の共有や相談援助技術の向上を目的として各種研修会等に参加する。

- (1) サポーター養成研修会
- (2) 各地区連絡会
- (3) 相談援助技術研修会（事例検討会）